

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 8月15日
【会社名】	株式会社シーズメン
【英訳名】	C ' s M E N C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三河 宏彰
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋久松町 9番 9号
【電話番号】	03-5623-3781
【事務連絡者氏名】	経理情報システム課長 保住 光良
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋久松町 9番 9号
【電話番号】	03-5623-3781
【事務連絡者氏名】	経理情報システム課長 保住 光良
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 599,421,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	882,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書に係る新株式発行は、平成30年8月15日開催の当社取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	882,800株	599,421,200	299,710,600
一般募集			
計（総発行株式）	882,800株	599,421,200	299,710,600

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は299,710,600円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
679	339.5	100株	平成30年8月31日（金）		平成30年8月31日（金）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、本有価証券届出書に係る株式の第三者割当を以下「本第三者割当」といいます。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、本第三者割当の割当予定先との間で上記申込期間内に総数引受契約を締結し、払込期間内に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

4 払込期間までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないうこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社シーズメン	東京都中央区日本橋久松町9番9号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 新都心営業部	東京都新宿区西新宿6丁目12番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
599,421,200	5,800,000	593,621,200

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。

登記費用	4,200,000円
第三者委員会費用	1,000,000円
その他費用	600,000円（反社会調査、有価証券届出者作成費用、株式発行事務）

(2)【手取金の使途】

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、今後の業績回復を確実に実行し、成長軌道に乗せるための設備投資が必要不可欠な状況であり、また、平成30年7月11日に実施した株式会社ピートの株式取得により、当社グループとしての成長加速を図るための事業投資も必要となったことから、そのための投資資金について、調達を検討しておりました。

その結果、本第三者割当による資金調達を行うこととなりました。

当社の平成31年2月期第1四半期累計期間末の現金及び現金同等物の残高は647百万円でありましたが、当該資金は、経常運転資金に充当する他、借入金返済88百万円と社債償還115百万円に充当することから、投資を実行するためには、新たな資金調達が必要な状況であるため、本第三者割当を実施するものであります。

使途につきましては、大きな括りとして当社の子会社である株式会社ピートに対する融資と当社の事業に対する投資に区分されます。

既に当社は、株式会社ピートに対して平成30年7月11日に同社の第三者割当による自己株式処分を引受け、40百万円の資本増強を実施しております（この結果、当社の議決権保有比率は40.20%となっております）。これは、株式会社ピートにおいて過去に発生した資金貸付先に対する貸倒損失の処理及び同社子会社の債務超過等により生じた資本の脆弱化に対応したものであります。

上記の資本強化に加えて、今後は、平成30年3月12日付の資本業務提携に基づき、当社が株式会社ピートから、同社が契約するブランド商品の卸売りを受け、当社の直営店舗においてブランドコーナーとして展開を拡大し、平成31年2月期以降における両社の売上高増大を図る計画を進めており、また株式会社ピートの直営店舗においても売上高の増加を計画しております。そのため、株式会社ピートでは業容拡大に伴う、商品仕入の増加とそれに伴う在庫の積増しを行うため資金需要が発生することから、本第三者割当による調達資金の内、200百万円を当該需要に充当するものであります。具体的には商品仕入代金に直接充当する資金が140百万円、また同社が商社からの仕入を増加させるために商社が設定する与信枠を拡大する必要があり、そのために商社に差し入れる保証金に充当する資金が60百万円であり、合計200百万円を当社から株式会社ピートへ貸付けるものであります。

当社の事業に対する投資ですが、成長戦略として、インターネットビジネスの再構築を図る計画です。中期的な成長を見据えた投資として、現状のインターネットビジネスにかかる部門体制を強化し、ITインフラを抜本的に見直します。そのための人材採用費用が28百万円、システム購入費用に172百万円を充当いたします。但し、M & Aによるインターネットビジネスの再構築についても情報収集しており、同額の投資額で自社で構築するより有利であると、経営的に判断される案件が出現した場合、M & Aによる再構築に切替える余地はあります。当該決定をした場合は速やかに開示いたします。また、既存のビジネスであるリアル店舗での業績回復を確実に実行するためには、店舗のスクラップアンドビルドは必要不可欠であり、現在、4店舗の退店、4店舗の出店及び4店舗の改装を予定しております。4店舗の出店費用及び4店舗の改装費用及び出店に伴う人材採用費用に193百万円を充当いたします。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
株式会社ピートの商品仕入代金に充当	140,000,000	平成30年1月～平成31年3月
株式会社ピートの商品仕入先の商社の与信枠拡大のために差し入れる保証金に充当	60,000,000	平成30年9月～平成30年12月
インターネットビジネス再構築のための人材採用費用に充当	28,000,000	平成30年12月
インターネットビジネス再構築のためのシステム購入費用に充当	172,000,000	平成30年12月
4店舗の出店費用及び4店舗の改装費用に充当	193,621,200	平成30年9月～平成31年2月

(平成30年2月23日に提出した有価証券届出書による資金の状況等)

平成30年2月23日に提出した有価証券届出書に記載の「手取金の使途」の充当状況は以下の通りです。

具体的な使途	充当予定額	調達金額	充当額	未充当額	支出時期
3月の仕入代金支払い	64百万円	64百万円	64百万円	なし	平成30年3月
3月の人件費支払い	57百万円	57百万円	57百万円	なし	平成30年3月
3月の諸経費支払い	37百万円	37百万円	37百万円	なし	平成30年3月
3月の借入金の約定弁済	12百万円	12百万円	12百万円	なし	平成30年3月
仕入れ条件変更に伴う支払い	200百万円	200百万円	100百万円	100百万円	平成30年3月及び9月
退店に伴う社員退職に関する費用の支払い	45百万円	45百万円	45百万円	なし	平成30年3月
退店に伴う違約金及び原状回復費用の支払い	63百万円	63百万円	63百万円	なし	平成30年4月～8月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先	
名称	投資事業組合マーケットウィザードファンド		
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306		
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする		
出資の総額	30,000,000円		
主たる出資者及びその出資比率	田中 英治 99% 株式会社GD 1%		
業務執行組合員等に関する事項	名称	株式会社GD	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 田中 英治	
	資本金	10,000,000円	
	事業の内容	コンサルティング業	
	主たる出資者及びその出資比率	田中 英治 100%	

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組合員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、当社とファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合A Hトラスト	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	10,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	畑村 秀俊 99.83% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.08% 株式会社ベイビーブラックス 0.08%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組合員等との間の関係(平成30年7月16日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組合員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合ITトラスト3号	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	50,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社トラストポート 99.96% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.02% 株式会社ベイビーブラックス 0.02%	
業務執行組員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合KSTトラストファンド5号	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	50,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	菊地 敬一 99.96% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.02% 株式会社ベイビーブラックス 0.02%	
業務執行組員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合SPAファンド1号	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	40,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	伊藤 公一 99.96% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.02% 株式会社ベイビーブラックス 0.02%	
業務執行組員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先	
名称	投資事業組合SPAファンド2号		
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306		
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする		
出資の総額	60,020,000円		
主たる出資者及びその出資比率	江崎 嘉春 49.98% 江崎 志保 49.98% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.02% 株式会社ベイビーブラックス 0.02%		
業務執行組合員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊	
	資本金	100,000円	
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%	

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組合員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組合員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合SPAファンド3号	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	30,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	徳永 祐二 99.94% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.03% 株式会社ベイビーブラックス 0.03%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組合員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組合員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先	
名称	投資事業組合SPAファンド4号		
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306		
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする		
出資の総額	55,020,000円		
主たる出資者及びその出資比率	日浅 一郎 63.61% ヒアサ商事株式会社 36.35% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.02% 株式会社ベイビーブラックス 0.02%		
業務執行組合員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊	
	資本金	100,000円	
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%	

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組合員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組合員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合SPAファンド5号	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	30,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	福田 哲 99.94% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.03% 株式会社ベイビーブラックス 0.03%	
業務執行組員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先	
名称	投資事業組合SPAファンド6号		
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306		
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする		
出資の総額	40,020,000円		
主たる出資者及びその出資比率	吉田 好之 49.98% 吉田 真由美 49.98% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.02% 株式会社ベイビーブラックス 0.02%		
業務執行組合員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊	
	資本金	100,000円	
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%	

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組合員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組合員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合SPAファンド7号	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	20,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	浦岡 和弘 99.90% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.05% 株式会社ベイビーブラックス 0.05%	
業務執行組員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合SPAファンド8号	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	20,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社ブラド 99.90% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.05% 株式会社ベイビーブラックス 0.05%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組合員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組合員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月7日現在)

		割当予定先
名称	投資事業組合アパレルイノベーションファンド	
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする	
出資の総額	20,020,000円	
主たる出資者及びその出資比率	荒木 優 99.90% 投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド 0.05% 株式会社ベイビーブラックス 0.05%	
業務執行組員等に関する事項	名称	株式会社ベイビーブラックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 畑村 秀俊
	資本金	100,000円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用・管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社GD 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組員等との間の関係(平成30年8月7日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	業務執行組員の出資者である株式会社GD(出資比率100%)と、平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、ファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

a 割当予定先の概要(平成30年8月9日現在)

		割当予定先	
名称	投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド		
所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306		
組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする		
出資の総額	790,000,000円		
主たる出資者及びその出資比率	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 93.1% あすかホールディングス株式会社 6.3% 株式会社GD 0.3% 谷家 衛 0.3%		
業務執行組員等に関する事項	名称	株式会社GD	
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 田中 英治	
	資本金	10,000,000円	
	事業の内容	コンサルティング業	
	主たる出資者及びその出資比率	田中 英治 100%	

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成30年8月9日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	該当なし	

b' 提出者と業務執行組員等との間の関係(平成30年8月9日現在)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当なし
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当なし
人事関係	該当なし	
資金関係	該当なし	
技術または取引関係	平成29年5月1日実施の株式会社ネクスグループへの第三者割当による自己株式処分において、当社とファイナンシャルアドバイザー契約を締結していました。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、前期に実施した不採算店舗の閉鎖及び従業員削減を主とする企業体質の強化に加え、当期は組織体制を大幅に見直し、販売本部、商品本部、MD部、経営企画部、店舗企画部を新設するとともに、新たな人材投入も行い、業績回復に向けた体制強化を図りました。

その結果、当社の第1四半期累計期間(平成30年3月1日~平成30年5月31日)の業績は、売上高8億96百万円(前年同期比12.9%減)、営業損失19百万円(前年同期比39百万円損失減)、経常損失22百万円(前年同期比41百万円損失減)、四半期純損失27百万円(前年同期比22百万円損失減)となり、前期に実施した不採算店舗閉鎖の影響により、全社の売上規模は縮小したものの、既存店の売上高は前年同期比2.1%増と前年を上回って推移し、また、利益面での改善も進むなど、概ね計画通りの進捗となっております。

しかしながら、赤字から黒字転化できるまでの状況には至っておらず、今後の業績回復を確実に実行して、成長軌道に乗せるためには、新規出店や新業態開発などの設備投資が必要不可欠な状況であり、また、平成30年7月11

日に実施した株式会社ピートの株式取得により、当社グループとしての成長加速を図るための事業投資も必要となったことから、そのための投資資金について、調達を検討しておりました。

資金調達の方法としては、当社が直近の決算期まで営業赤字が続いていたことから、金融機関からの借入れは難しい状況であること、また、当社の資金繰りとしても、資金使途が子会社の支援と当社事業への先行投資が主であることから、資金調達後、即座にキャッシュフローの改善が見込まれる状況ではなく、返済の必要が無い資金がふさわしいと考え、借入金を増やすことで財務状況が不安定になることを避けるためにも、金融機関からの借入れ以外の手法として直接金融での調達を検討することとなりました。

また、直接金融による資金調達のうち、社債につきましては、借入れと同じ理由により適切ではないと考え、また、新株予約権につきましては、必要なタイミングで行使がされるかが不透明で、確実に資金調達ができるかが不透明であることから適当ではないと判断し、新株予約権付社債につきましては、当初に必要な資金は確保できるものの、新株予約権の行使がなされない場合等には返済が必要となり、財務状況を悪化させることが懸念材料となりふさわしくないと判断いたしました。

以上のことから、返済義務が無く、将来のキャッシュフロー管理への影響や、自己資本比率等の財務指標の低下にも影響がない、新株式発行による調達がふさわしいと考えました。

新株式発行による調達のうち、公募増資及び株主割当については、事業資金について出資者を広く募る必要があること、当社の時価総額に比して調達資金が多額であり、直近の業績も芳しくないことから、必要十分な引受先ないし申込みが集まらない可能性が高いこと、場合によっては、係る行動によって株式市場における需要が悪化し、株価下落の一因となり、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること等を踏まえると、実現可能性が乏しいと言わざるを得ない状況であることから、今回の資金調達手段については第三者割当による新株式の発行を選択することとなりました。

このような状況の下、平成30年7月上旬、当社より、第三者割当てによる資金調達や業務提携の可能性のある出資者について、主要株主である株式会社ネクスグループから、株式会社GDの代表者である田中英治氏の紹介を受けました。株式会社GDには、平成29年5月に当社が実施した第三者割当による自己株式の処分において、アドバイザーを依頼した実績があります。その後、当社の代表取締役社長である三河宏彰が田中英治氏に対し、出資に関する相談を行いました。その結果、田中英治氏が代表者を務める、株式会社GD及び同社の100%子会社である株式会社ベイビーブラックスが出資を行っている、投資事業組合に出資協力の打診を行うこととなりました。出資協力をいただくファンドについて提案を受けるため、株式会社GDの田中英治氏に対して、当社会長の青木雅夫及び社長の三河宏彰が平成30年7月4日に「事業計画」としてまとめた資料をもって説明しました。その結果、田中英治氏より事業計画及びそれに伴う資金調達の必要性について理解した旨を口頭で伝えていただきました。また、株式会社ベイビーブラックスの代表者である畑村秀俊氏に対して、当社会長の青木雅夫及び社長の三河宏彰が平成30年6月28日に「事業計画」としてまとめた資料をもって説明しました。その結果、畑村秀俊氏より事業計画及びそれに伴う資金調達の必要性について理解した旨を口頭で伝えていただきました。その後、株式会社GDの田中英治氏及び株式会社ベイビーブラックスの畑村秀俊氏が、当社の資金ニーズと資金使途、その妥当性についてファンド各社と協議を実施し、当社に対し、株式会社GDよりファンドからの出資について、具体的な提案を受ける運びとなりました。

以上の経緯により、当社の経営環境と資金使途、今後の企業価値拡大の方向性について、上記の平成30年7月4日に当社会長の青木雅夫及び社長の三河宏彰が株式会社GDの田中英治氏に行った説明、及び、平成30年6月28日に株式会社ベイビーブラックスの畑村秀俊氏に行った説明に基づき、田中英治氏及び畑村秀俊氏がファンド各社に説明を行い、理解を示していただいた、投資事業組合マーケットウィザードファンド、投資事業組合AHTラスト、投資事業組合ITTラスト3号、投資事業組合KSTラストファンド5号、投資事業組合SPAファンド1号、投資事業組合SPAファンド2号、投資事業組合SPAファンド3号、投資事業組合SPAファンド4号、投資事業組合SPAファンド5号、投資事業組合SPAファンド6号、投資事業組合SPAファンド7号、投資事業組合SPAファンド8号、投資事業組合アパレルイノベーションファンド、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンドを割当先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

投資事業組合マーケットウィザードファンド	当社普通株式	44,100株
投資事業組合AHTラスト	当社普通株式	15,900株
投資事業組合ITTラスト3号	当社普通株式	68,200株
投資事業組合KSTラストファンド5号	当社普通株式	68,200株
投資事業組合SPAファンド1号	当社普通株式	54,300株
投資事業組合SPAファンド2号	当社普通株式	82,100株
投資事業組合SPAファンド3号	当社普通株式	40,300株
投資事業組合SPAファンド4号	当社普通株式	75,200株
投資事業組合SPAファンド5号	当社普通株式	40,300株
投資事業組合SPAファンド6号	当社普通株式	54,300株
投資事業組合SPAファンド7号	当社普通株式	26,400株

投資事業組合SPAファンド8号	当社普通株式	26,400株
投資事業組合アパレルイノベーションファンド	当社普通株式	26,400株
投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	当社普通株式	260,700株

e 株券等の保有方針

(1) マーケットウィザードファンド及びデジタルアセットファンド

株式会社GDがその業務執行組合員として運用を行うファンドであります。マーケットウィザードファンド平成19年9月19日、デジタルアセットファンドは平成28年9月30日に組成されており、過去に、マーケットウィザードファンドにおいて株式会社カイカの株式（平成27年6月30日）、アイスタディ株式会社の株式（平成29年8月21日）、デジタルアセットファンドにおいて株式会社ネクスグループ 転換社債型新株予約権付社債（平成28年9月30日）、アイスタディ株式会社の株式（平成29年8月21日）などの投資実績のあるファンドであります。ファンドの運用期間は、マーケットウィザードファンドは平成35年12月まで、デジタルアセットファンドは平成35年9月までとなっております。業務執行組合員である田中英二氏からは、これらのファンドの投資方針は、いずれも、上場企業・非上場企業関係なく成長の見込める企業に適切なタイミングで株式や新株予約権付社債を通じた投資を行い、資産の増加に努めることとするものであり、また、通常、議決権の行使については特定の指針を有さず状況に応じて行うものであり、当社への出資はその投資方針に合致しているとの説明を受けております。なお、業務執行組合員である株式会社GDは、企業の合併・提携、営業権・有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋、匿名組合、任意組合、投資事業組合等の財産の運用及び管理を行う会社であり、適格機関投資家等特例業務の届出を行っており、11年の運用の実績があり、最近の実績は上記のファンドにおける実績であり、現在も10億円規模の資産を運用しております。但し、今回の割当先のうちマーケットウィザードファンドにつきましては、平成19年9月の組成であり、平成19年9月30日の金融商品取引法施行より前に組成されたものであり、適格機関投資家等特例業務に基づくものではありません。

株式会社GDの運用するファンドは、運用期間終了まで原則として運用を継続することが想定されており、特定の投資対象の銘柄の株式を売却してもそのまま運用を継続する方針であります。また、本第三者割当によって取得する当社株式の保有方針につきましては、純投資であり、今後の事業の成長及び株価、市場動向を勘案しながら売却を決定する方針です。業務執行組合員である株式会社GDに対して、本第三者割当てに係る資金調達目的や払込金の資金使途を含む事業計画について説明をしたところ、当社の経営環境と資金使途、今後の企業価値拡大の方向性について理解を示していただいております。また、業務執行組合員以外の主たる組合員（出資者）について、マーケットウィザードファンドは業務執行組合員の代表者であり、また、デジタルアセットファンドについては、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスが主たる出資者であります。前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載の、平成30年7月4日に当社会長の青木及び社長の三河が株式会社GDの田中氏に説明を行っており、田中氏を通じて、当社の経営環境と資金使途、今後の企業価値拡大の方向性について理解を示していただいております。

(2) AHトラスト、ITトラスト3号、KSTトラストファンド5号、SPAファンド1号～8号、及びアパレルイノベーションファンド

株式会社ベイビーブラックスがその業務執行組合員として運用を行うファンドであります。AHトラストは平成29年7月1日に、その他ファンドは平成30年7月1日に組成されたファンドであり、AHトラストはアイスタディ株式会社の株式（平成29年8月21日）の投資実績があり、その他のファンドは本第三者割当による当社への出資が最初の投資となります。

業務執行組合員からは、これらのファンドの投資方針は、いずれも、上場企業・非上場企業関係なく成長の見込める企業に適切なタイミングで株式や新株予約権付社債を通じた投資を行い、資産の増加に努めることとするものであり、また、通常、議決権の行使については特定の指針を有さず状況に応じて行うものであり、当社への出資はその投資方針に合致しているとの説明を受けております。また、本第三者割当によって取得する当社株式の保有方針につきましては、純投資であり、今後の事業の成長及び株価、市場動向を勘案しながら売却を決定する方針です。なお、これらのファンドについてはいずれも直近に組成されたファンドですが、業務執行組合員である株式会社ベイビーブラックスは、企業の合併・提携、営業権・有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋、匿名組合、任意組合、投資事業組合等の財産の運用及び管理を行う会社であり、適格機関投資家等特例業務の届出を行っており、8年の運用の実績があり、過去に株式会社ネクスグループの株式（平成26年11月17日）、株式会社カイカの株式（平成27年6月30日）、アイスタディ株式会社の株式（平成29年8月21日）の実績があり、現在も13億円規模の資産を運用している会社であります。今回、割当先となる全てのファンドについて適格機関投資家等特例業務の届出を行っております。

また、株式会社ベイビーブラックスが運用するファンドは、主として特定の銘柄のみに投資することを想定したターゲットファンドであり、投資先の特定銘柄の株式全部を売却した時点で投資家に分配し清算することが想定されています。また、業務執行組合員である株式会社ベイビーブラックスに対して、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載の、平成30年6月28日に当社会

長の青木及び社長の三河が株式会社ベイビーブラックスの畑村氏に説明を行っており、当社の経営環境と資金使途、今後の企業価値拡大の方向性について理解を示していただいております。

f 払込みに要する資金等の状況

マーケットウィザードファンド、デジタルアセットファンド、A Hトラスト、I Tトラスト3号、K S Tトラストファンド5号、S P Aファンド1号～8号、及びアパレルイノベーションファンド

割当予定先からは本第三者割当の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。平成30年8月3日付けで預金残高を証する書面の提出の提出及び、その預金残高は出資金及びその運用収益の残高であることについて報告を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

マーケットウィザードファンド、デジタルアセットファンド、A Hトラスト、I Tトラスト3号、K S Tトラストファンド5号、S P Aファンド1号～8号、及びアパレルイノベーションファンド

本第三者割当の割当先につきましては、調査会社である、リアル・レピュテーション・リサーチ株式会社に実態の調査を依頼しております。その結果、本第三者割当の割当先の出資者は、反社会的勢力とは一切関係していない旨の報告を受けており、問題の無いことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本第三者割当にかかる取締役会決議の直前営業日である平成30年8月14日の東京証券取引所における当社株式の終値679円といたしました。当該価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当該金額は、取締役会決議日の直前営業日までの直近1カ月（平成30年7月15日～平成30年8月14日）における終値の平均値707円（1円未満は切捨て。）から3.96%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、直近3カ月（平成30年5月15日～平成30年8月14日）における終値の平均値740円（1円未満は切捨て。）から8.24%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、直近6カ月（平成30年2月15日～平成30年8月14日）における終値の平均値804円（1円未満は切捨て。）から15.55%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウントとなっております。

上記払込金額につきましては、当社の監査役全員より、現在の株式市場の状況、当社株価の推移状況並びに払込期日までの相場変動の可能性を考慮した結果、全員一致で特に有利な金額に該当しないことに異議がない旨の意見を得ております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により、割当予定先に対して割り当てる当社普通株式の数量882,800株（議決権個数8,828個）に、平成30年3月12日に行われた第三者割当により割り当てられた1,025,000株を加えた1,907,800株（議決権個数19,078個）は、当社普通株式の発行済株式総数2,000,000株から、平成30年3月12日に行われた第三者割当により割り当てられた1,025,000株（議決権個数10,250個）を控除した975,000株（議決権個数9,750個）に対して195.67%に相当し、株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当により、当社の業績回復を確実に実行して成長軌道に乗せること、及び、当社グループとしての、中長期的な発展と成長につなげることにより、当社の企業価値の向上が図られ、株主価値の増大も見込まれることから、本第三者割当は既存の株主様にとっても合理性あるものと考えております。

また、当社株式の取締役会決議日の直近6カ月（平成30年2月15日～平成30年8月14日）における1日当たりの平均売買出来高は170,563株であり、一定の流動性を有しております。本第三者割当により発行される882,800株が、将来の一定時期に売却される場合、仮に全株式が同時期の6カ月間で順次売却されると想定しても、その1日当たりの売却株式数は4,904株であり、上記の当社における1日当たりの平均売買出来高の2.88%に留まることから、市場での消化は十分に可能であると考えております。

従いまして、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行する普通株式の数882,800株（議決権個数8,828個）に、平成30年3月12日に行われた第三者割当により割り当てられた普通株式の数1,025,000株（議決権個数10,250個）を加えた普通株式の数1,907,800株（議決権個数19,078個）は、取締役会決議前における当社の発行済株式に係る議決権の数20,000個から、平成30年3月12日に行われた第三者割当により割り当てられた普通株式に係る議決権の数10,250個を控除した9,750個に対して195.67%の割合となり、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じることになるため、本第三者割当は、大規模な第三者割当増資に該当することになります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
株式会社C C C T	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	512,500	25.63	512,500	17.78
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	390,000	19.50	390,000	13.53
株式会社ネクスグループ	岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1	276,900	13.85	276,900	9.61
投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	-	-	260,700	9.04
投資事業組合S P Aファンド2号	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	-	-	82,100	2.85
投資事業組合S P Aファンド4号	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	-	-	75,200	2.61
投資事業組合I Tトラスト3号	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	-	-	68,200	2.37
投資事業組合K S Tトラストファンド5号	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	-	-	68,200	2.37
投資事業組合S P Aファンド1号	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	-	-	54,300	1.88
投資事業組合S P Aファンド6号	東京都港区虎ノ門5丁目3-20 仙石山アネックス306	-	-	54,300	1.88
計		1,179,400	58.97	1,842,400	63.91

(注) 平成30年2月28日現在の株主名簿を基準としております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、今後の業績回復を確実に実行して、成長軌道に乗せるためには、新規出店や新業態開発などの設備投資が必要不可欠な状況であり、また、平成30年7月11日に実施した株式会社ピートの株式取得により、当社グループとしての成長加速を図るための事業投資も必要となったことから、そのための資金調達として、本第三者割当を実行する必要が生じました。

b. 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当により発行する普通株式の数882,800株（議決権個数8,828個）に、平成30年3月12日に行われた第三者割当により割り当てられた普通株式の数1,025,000株（議決権個数10,250個）を加えた普通株式の数1,907,800株（議決権個数19,078個）は、取締役会決議前における当社の発行済株式に係る議決権の数20,000個から、平成30年3月12日に行われた第三者割当により割り当てられた普通株式に係る議決権の数10,250個を控除した9,750個に対して195.67%の割合で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、今後の業績回復の確実化が必要不可欠な状態にあること、また、また、本第三者割当による資金によって実施する子会社の支援により、当社グループとしての成長が見込めることから、本第三者割当を行うことが、当社の企業価値の向上に寄与するとともに、当社の既存株主の皆様が保有する当社株式の価値を高めることにつながるものと判断したものです。当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役及び監査役から反対意見は表明されておりません。

なお、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条に定める規則に従い、経営陣から一定程度独立した者として、弁護士楠啓太郎氏、公認会計士・税理士河野浩人氏及び公認会計士藤井陽介氏により構成される第三者委員会に対して意見を求め、本第三者割当を行うことについて必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手しております。

その概要は以下のとおりです。

(第三者委員会の意見の概要)

1 結論

- a. 本第三者割当増資には、必要性が認められる
- b. 本第三者割当増資の発行条件等には、相当性が認められる
- c. 本第三者割当増資の割当予定先には、適切性が認められる

2 理由

a. 本第三者割当増資の必要性

(1) 貴社の財務状態

衣料品の小売業界における近年の急速な環境変化により、貴社を取り巻く状況は非常に厳しく、貴社は、第27期(平成27年3月から平成28年2月まで)に経常損失約103,960,000円、第28期(平成28年3月から平成29年2月まで)に経常損失約414,719,000円、第29期(平成29年3月から平成30年2月まで)には経常損失約272,096,000円をそれぞれ計上した。営業活動によるキャッシュ・フローの額も、第27期が約48,675,000円のマイナス、第28期が約211,440,000円のマイナス、第29期が約234,617,000円のマイナスと、3期連続でマイナスとなっており、第30期(平成30年3月から平成31年2月まで)において営業利益及び営業活動におけるキャッシュ・フローの額が負となった場合、1年以内にこれを解消しなければ、貴社は上場廃止となる。また、貴社は、第25期(平成25年3月から平成26年2月まで)以降、配当を行っていない。

貴社は、第28期(平成28年3月から平成29年2月まで)の期末から不採算店舗4店舗の閉鎖及び従業員削減を主とするリストラを敢行してきた。しかし、すぐに目に見える業績回復効果は出ず、平成30年3月に資金ショート寸前となる危機を迎えたが、平成30年3月12日に行われた株式会社ネクスグループ他に対する第三者割当増資(以下「前回増資」という。)によりこれを回避した。

その後も、組織体制を見直し、新たな人材投入を行い、業績回復に向けた体制強化を図ってきた結果、貴社の第30期(平成30年3月から平成31年2月まで)第1四半期累計期間(平成30年3月1日から平成30年5月31日まで)の業績は、売上高8億9600万円(前年同期比12.8%減)、営業損失1900万円(前年同期比3900万円損失減)、経常損失2200万円(前年同期比4100万円損失減)、四半期純損失2700万円(前年同期比2200万円損失減)となり、前期に実施した不採算店舗閉鎖の影響により、全社の売上規模は縮小したものの、既存店の売上高は前年同期比2.1%増と前年を上回って推移し、一応、利益面での改善が進んでいることが窺える。

(2) 資金調達の必要性

貴社は、利益面での改善を目指してリストラを敢行し、実店舗数は全盛期(平成26年頃)の75店舗から現状43店舗まで減少している。しかし、今後の業績回復を実行し、事業を成長軌道に乗せるためには、新規店舗や新規事業への投資も重要となり、そのための資金が必要となることは理解できるところである。貴社はさらに、平成30年7月11日には同じカジュアル衣料品の小売業で、強い訴求力のあるブランドを持つ株式会社ピート(以下「ピート社」という。)との資本業務提携を決定し、約4000万円を投じてピート社株式を取得して、これを連結子会社としているが、これはピート社が、直近のキャッシュにこそ不足があるものの、利益率の高い堅実な事業を継続しており、これを子会社化することにより貴社の利益率の向上の資するという判断に基づくものであるという。そして、ピート社との業務上の提携として、ピート社からブランド商品の卸売を受け、貴社の直営店舗にてブランドコーナーを設置し、さらにピート社の直営店においても業容を拡大し、両社の売上高増大を図ることを計画しており、商品仕入の増加とそれに伴う在庫の積増しを行うための資金需要が発生することが見込まれる。このほか、貴社独自の新規出店や、これまで従業員2名で行っていた「流儀压榨」ブランドのEコマース事業を他ブランドへ拡大し、これまで展開していなかったプラットフォームへの展開も行うべく、同事業への投資を行う予定であり、そのための資金が必要となるとのことである。

貴社が前回増資により調達した約4億7800万円については、そのうち約3億7800万円については3月に期限を迎えた各支払いや退店に伴う費用の支払いに充当済みであり、残りの約1億円についても本年9月までに仕入れ条件変更に伴う支払いに充当予定とのことである。

平成30年2月28日時点で約3億1500万円だった貴社の資金残高は、平成30年5月31日時点で約6億4700万円(実績)にまで回復し、平成30年6月30日時点で約5億8500万円(実績)、平成30年7月31日時点で約5億6500万円(予定)と推移している。貴社においては、短期借入金については平成30年2月に返済済みであるものの、長期借入の約定弁済、社債の償還、運転資金等のため、最低でも月末残高が約4億円必要であるとのことであり、手持ちの資金では、業容拡大や新規事業への投資といった目的の資金需要を満たすことは不可能である。

このように、貴社が、貴社グループとしての成長を図るために、ピート社との提携を進め、Eコマース等の新規事業・新業態への投資を行うことが必要であり、そのための資金が必要であるという説明には特段不合理な点は認められず、資金調達の必要性が認められるといえる。

(3) 他の資金調達手段との比較

貴社による資金調達の方法として、金融機関からの借入れも考えられるところ、貴社の取引銀行からは、第30期（平成30年3月から平成31年2月まで）における利益面での改善が確認できてから融資を行いたい旨の意思表示があったとのことである。

また、増資による資金調達のうち、公募増資及び株主割当増資については、貴社の時価総額に比して調達資金が多額であり、直近の業績も芳しくないことから、実現可能性に欠け、株価下落の一因となりうることから、第三者割当てによる増資での調達を模索した貴社の判断も、合理的と認められる。

b. 発行条件等の相当性

(1) 増資金額の妥当性について

本第三者割当増資により調達する約6億円のうち、約2億円は、ピート社において発生する資金需要に充当すべく、ピート社へ（貸し付けの方法で）提供される予定であるという。具体的には、商品仕入代金に直接充当する資金が約1億4000万円、仕入増加にむけた与信枠拡大のために商社に差し入れる保証金が約6000万円とのことである。

残りの約4億円は、貴社の成長戦略として、Eコマース事業（インターネットビジネス）の拡大と、新規出店を図るための利用する計画であるという。中期的な成長を見据えた投資として、現状のEコマース事業にかかる部門体制を強化するための人材採用費用が約2800万円、ITインフラを抜本的に見直すためのシステム購入費用に約1億7200万円を充当する。また、既存事業の業績回復にむけて、実店舗の新規出店も必要不可欠であり、第28期以降にリストラの一環として閉店した4店舗に代えて、新たに好立地に4店舗を出店し、さらに既存4店舗の改装を予定しており、これらに1億9700万円を充当するとのことである。

以上を踏まえれば、本第三者割当増資の増資額約6億円という金額には、特段不合理な点は見受けられず、妥当である。

(2) 払込金額について

本第三者割当増資の払込金額は、株式の発行にかかる貴社取締役会決議の直前営業日である平成30年8月14日の東京証券取引所における貴社株式の終値としている（同価格からディスカウントをしていない）。かかる時点での終値を払込金額とする点については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に定める「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額」の基準を上回っており、同指針に沿ったものといえることができる。

なお、上記払込金額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日までの直近一カ月（平成30年7月15日～平成30年8月14日）における終値の平均値707円（1円未満は切り捨て。）から3.96%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、直近三ヶ月（平成30年5月15日～平成30年8月14日）における終値の平均値740円（1円未満は切り捨て。）から8.24%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウント、直近六ヶ月（平成30年2月15日～平成30年8月14日）における終値の平均値804円（1円未満は切り捨て。）から15.55%（小数点以下第二位を四捨五入）のディスカウントを、それぞれした金額である。

貴社の株価は、平成30年7月11日にピート社との資本業務提携を発表した際に影響を受けたが、その後には特異な変動はなく、安定して推移していることを踏まえれば、本第三者割当増資の払込金額には相当性が認められ、「特に有利な金額」には該当しないと考えられる。

(3) 希薄化について

本第三者割当増資により発行される本株式は882,800株（議決権数は8,828個）であり、直近の貴社発行済株式総数2,000,000株に対し44.14%（直近の貴社議決権個数20,000個に対しても44.14%）に相当する。前回増資により割り当てられた1,025,000株を加えた1,907,800株は、前回増資直前の発行済み株式総数975,000株に対して195.67%の希薄化率となり、上場廃止となる基準である300%（6ヶ月間）を超えることはないものの、高率の希薄化を生じさせる結果となる。

もっとも、貴社が直近3期連続で経常損失を計上し、かつ直近3期連続で営業活動におけるキャッシュ・フローの額がマイナスとなっていることを踏まえれば、貴社が、これまで行ってきた店舗削減や人員削減といったリストラにとどまらず、ピート社との資本業務提携の推進や、Eコマース事業や新規店舗の展開といった前向きな投資を行うことは必須であり、高率の希薄化が生じたとしても、大規模な資金調達は避けられない、という貴社の経営判断は、不合理とはいえない。

c. 割当予定先の適切性

貴社は、上述のとおり、資金調達の必要性が生じたのをうけて、第三者割当増資により資金調達を模索していたところ、貴社の主要株主である株式会社ネクスグループから、株式会社GDの代表取締役田中英治氏

の紹介を受けた。貴社は、田中氏を通じ、株式会社GD及び同社の100%子会社である株式会社ベイビーブ
ラックスが出資を行っている投資事業組合に出資の打診を行った結果、貴社の経営環境と資金使途、今後の
企業価値拡大の方向性について理解を示した14の投資事業組合が割当先となる運びとなったとのことであ
る。なお、本第三者割当増資における最大の割当予定先である投資事業有限責任組合デジタルアセットファ
ンドは、貴社の主要株主である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスが93.1%出資するファ
ンドである。

各割当予定先が本第三者割当増資によって取得する貴社株式の保有目的は、純投資とのことであり、貴社
へ役員を派遣する意思はなく、貴社の経営方針に賛同しているという。今後の保有については、中長期保有
の約束こそないが、それぞれの残存運用期間は5年から10年と比較的長期間残されており、今後の事業の成
長及び株価、市場動向を勘案しながら売却を決定する方針とのことである。

貴社は、各割当予定先より本第三者割当増資にかかる資金確保に関し預金残高を証する書面の提出を受
け、資金状況に問題はないことを確認し、さらに独立の調査会社より各割当予定先が反社会的勢力と関係を
有していない旨の報告を受けているとのことである。

これらの事情を踏まえれば、割当予定先が不適切であるとする特段の理由は見当たらない。

以上

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第29期）及び四半期報告書（第30期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期）の提出日（平成30年5月25日）以降、本有価証券届出書提出日までの間に、以下のとおり、臨時報告書を提出しております。

（平成30年5月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成30年5月25日開催の当社第29期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年5月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

減少する剰余金の項目とその額	
別途積立金	440,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	
繰越利益剰余金	440,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、青木雅夫、三河宏彰、荻野俊和、山田洋輔、深見修の5氏を選任する。なお、深見修氏は社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、古賀勝氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、堀中章弘氏を選任するものであります。

第5号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

当社の取締役に対し、新株予約権を割り当てること、及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに、取締役に対する新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容を決定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率 (%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	3,614	3	0	(注)1	86.3	可決
第2号議案 取締役5名選任の件						
青木 雅夫	3,609	8	0		86.2	可決
三河 宏彰	3,614	3	0	(注)2	86.3	可決
荻野 俊和	3,614	3	0		86.3	可決
山田 洋輔	3,614	3	0		86.3	可決
深見 修	3,614	3	0		86.3	可決
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2		
古賀 勝	3,615	2	0		86.3	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2		
堀中 章弘	3,615	2	0		86.3	可決
第5号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件	3,569	48	0	(注)3	85.2	可決

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません

(平成30年7月11日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年7月11日開催の取締役会において、株式会社ピート(以下「ピート」といいます。)の株式を取得し、連結子会社化することを決議いたしました。これに伴い、特定子会社の異動が発生することとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

特定子会社の異動に関する事項(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社ピート
住所	東京都墨田区錦糸一丁目11番16号
代表者の氏名	代表取締役社長 赤池 順一
資本金の額	48百万円
事業の内容	衣料品、服飾雑貨の製造、小売販売及び卸売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	異動前	-
	異動後	38,600個
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	異動前	-
	異動後	40.20%

当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の所有に係る当該特定子会社の議決権の数49,200個と、異動後の当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数38,600個を合わせますと当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合は91.45%となり、総株主等の議決権の過半数となるため、当該特定子会社は当社の連結子会社となります。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、平成30年7月11日開催の取締役会において、ピートの株式を取得し、連結子会社化することを決議いたしました。

新たに連結対象となるピートの最近事業年度の売上高の総額が当社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成30年7月11日

(平成30年7月11日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年5月25日開催の当社第29期定時株主総会の決議に基づき、平成30年7月11日の当社取締役会において、平成30年7月11日に当社取締役に対して、ストック・オプションとして特に有利な条件で新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 銘柄

株式会社シーズメン第3回新株予約権

2. 発行数

1,300個

3. 発行価格

金銭の払込みを要しない。

4. 発行価額の総額

110,890,000円

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式130,000株

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式100株とする。

また、当社が、新株予約権の割当日(以下「割当日」という)以降、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会の定めるところにより割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値と割当日の前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

その結果、割当日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた853円となりました。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

7. 新株予約権の行使期間

平成32年7月12日から平成40年7月11日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

9. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役 2名 130,000株

12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する

会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
該当事項はありません。

13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において行うものとする。

(平成30年8月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年8月15日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行について決議いたしました。これに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

(主要株主でなくなるもの)

株式会社ネクスグループ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	2,769個	13.85%
異動後	2,769個	9.61%

(注) 1. 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、第29期有価証券報告書に記載された平成30年2月28日現在の総株主等の議決権の数(9,750個)に当社が平成30年3月12日に実施した第三者割当による新株式発行によって増加した議決権の数(10,250個)を合算した議決権の数(20,000個)を分母として計算しております。

2. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、第29期有価証券報告書に記載された平成30年2月28日現在の総株主等の議決権の数(9,750個)に当社が平成30年3月12日に実施した第三者割当による新株式発行によって増加した議決権の数(10,250個)及び当社が平成30年8月31日に実施を予定しております第三者割当による新株式発行によって増加する議決権の数(8,828個)を合算した議決権の数(28,828個)を分母として計算しております。

3. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成30年8月31日(予定)

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 488,437千円

発行済株式総数 普通株式 2,000,000株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日	平成30年5月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第1四半期)	自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日	平成30年7月13日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 5月25日

株式会社シーズメン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 芝山 喜久 印
業務執行社員**< 財務諸表監査 >**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーズメンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シーズメンの平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年2月23日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式発行については、平成30年3月12日に、割当先からの払込みが完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シーズメンの平成30年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社シーズメンが平成30年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年7月13日

株式会社シーズメン

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 垂井 健 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝山 喜久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シーズメンの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第30期事業年度の第1四半期会計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年3月1日から平成30年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シーズメンの平成30年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年7月11日開催の取締役会において、株式会社ピートの株式を取得し子会社化することについて決議し、同日に契約の締結及び株式の取得を実施した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。